

第 74 回関東東海花の展覧会栃木県特別展示等業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が第 74 回関東東海花の展覧会特別展示等業務（以下「本業務」という。）を委託する場合の、受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

県産花きのPRのため、本県が当番県として開催する第 74 回関東東海花の展覧会の「特別展示」において、展示コンセプトや展示テーマを踏まえた飾花・運営等を行う。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月 6 日（金）まで

3 業務上限額

金 8, 3 8 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

4 業務の内容

（１）特別展示業務

ア 実施概要

（ア）展示スペース

- ・展示ホール D-1 ① 400 m²程度（25m×16m）（高さ 3 m（一部 2.6m））
- ・エントランス（ホール入口の外側） 7 m²程度（1.8m×1.8m×2 箇所）

（イ）内 容

栃木県産花きの魅力発信・認知度向上・消費拡大及び本県への誘客促進に向けた展示

（ウ）展示コンセプト

「花ある暮らしへ誘^{いざな}うとちぎ旅」

[コンセプトの説明]

世界遺産や日光・那須のロイヤルリゾートをはじめ、世界に誇れる観光地を有し、彩り豊かな自然景観が見事に融合する栃木県。そのイメージやとちぎを旅した思い出は、日々の暮らしの中でやすらぎとしてよみがえり、生活に潤いを与え心豊かにする、花のある暮らしへ誘っていく。

（エ）展示テーマ

- a 四季折々の魅力あふれる自然・風景
- b 歴史・伝統・文化が薫る街めぐり
- c 花のある暮らしに導く未来への提案

イ 業務内容

（ア）基本事項

- ・別紙 1 に示す「第 74 回関東東海花の展覧会実行委員会」（以下「実行委員会」という。）との連携により業務を遂行することとする。

- ・乙は、甲が必要とする場合は、特別展示に係る会議への出席等甲の求めに応じること。
- ・実行委員会構成員のうち飾花に関わる団体（以下「飾花団体」という。）への支出（花材費、交通費、宿泊費、資機材費等）の総額の上限額は、別途甲と協議して決定し、当該団体宛てまとめて支出すること。
- ・会場使用料は「第 74 回関東東海花の展覧会」事務局が負担する。

（イ） 飾花デザイン及び会場レイアウトについて

- ・ 5 の（１）のアの（ウ）展示コンセプト及び（エ）展示テーマを踏まえ、展示スペース全体にストーリー性を持たせた統一感のある飾花デザイン及び会場レイアウトを提案すること（エントランスを含む）。また、会場の高さを生かした展示とすること。
- ・ 提案の中に、照明や音響、モニターやプロジェクター等の映像機器等を効果的に用いる等、五感で楽しめる展示内容を含めること。
- ・ 甲が必要とする場合には、実行委員会で検討または決定した飾花デザイン及び会場レイアウトのイラストを作成すること。

（ウ） 飾花について

- ・ 花材の調達、飾花団体と調整すること。当該団体が調達する花材の費用は、5 の（１）のイの（ア）に記載の飾花団体への支出に含めることとする。それ以外の花材については、乙が調達すること。
- ・ 花材の搬入及び撤去は、全て乙が対応すること。なお、搬入は 1 月 26 日（月）～ 1 月 27 日（火）、搬出は 2 月 1 日（日）午後の展示会終了後に行うこと。
- ・ 飾花は、基本的に実行委員会で対応するが、不足する人員については、甲と協議の上で確保すること。なお、飾花作業は 1 月 27 日（火）～ 1 月 29 日（木）に行うこと。
- ・ 飾花団体による飾花業務で発生する費用（交通費、宿泊費等）は、5 の（１）のイの（ア）に記載の飾花団体への支出に含めることとする。
- ・ 保守点検作業は 1 月 27 日（火）～ 1 月 31 日（土）に萎れた花の撤去や挿し直し、水やり等を行うこととし、乙が作業に必要な人員を確保すること。

（エ） 展示用資機材の扱いについて

- ・ 資機材は基本的に乙が調達することとし、飾花の背景装飾等、必要に応じて資機材の制作を行うこと。
- ・ 飾花団体から特別な資材の使用希望があった場合には、別途調整し調達すること。なお、当該資材を飾花団体が調達する場合には、その費用は 5 の（１）のイの（ア）に記載の飾花団体への支出に含めることとする。
- ・ 資機材の搬入及び撤去は、全て乙が対応すること。なお、搬入は 1 月 26 日（月）～ 1 月 27 日（火）、搬出・撤去は 2 月 1 日（日）午後の展示会終了後に行うこと。
- ・ 設営及び撤去には現場管理責任者を置き、作業に必要な人員を確保の上で 1 月 27 日（火）～ 1 月 28 日（水）、2 月 1 日（日）に行うこと。
- ・ 会期中は、乙が必要な人員を確保し、破損箇所の修繕等の保守点検を行うこと。保守点検作業は、1 月 28 日（水）～ 1 月 31 日（土）に行うこと。
- ・ エントランスの入口にアーチを設置の上、タイトル看板「第 74 回関東東海花の展覧

会」(縦：約 0.4m、横：約 3.6m)を取り付けること。

- ・ 甲と協議の上、必要なサインを作成及び設置すること。
- ・ 撤去後は、会場清掃及び廃棄物処理を行うこと。

(2) 全体運営補助業務

ア 実施概要

(ア) 内 容

第 74 回関東東海花の展覧会の運営補助に必要な人員の手配

(イ) 人 数

延べ 25 人

ただし、人数はこれを上限とし、甲が関係団体等の運営協力者数を調整の上、乙と協議して決定することとする。

イ 業務内容

- ・ 勤務日時、人数及び主な業務は次表のとおり（勤務時間には、休憩 1 時間を含む）。
- ・ 当日の従事場所は展覧会会場フロア及び駐車場を基本とする。
- ・ 当日は、甲の指示に従い運営補助を行うものとするが、詳細な業務については別途甲が指定する。

日 程	勤務時間	人 数	主な業務
1 月 27 日 (火)	8:45～17:30	5	資材準備（搬入受付前の会場準備等）
1 月 28 日 (水)	8:45～17:30	5	搬入車両の誘導等
		3	会場管理（水揚場での作業等）
1 月 31 日 (土)	8:45～17:30	2	園芸教室参加者誘導等
2 月 1 日 (日)	8:45～17:30	10	会場管理（花筒撤去・片付け等）

5 実施体制

- (1) 乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (2) 実施責任者は、甲と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて甲と緊密な連携、調整を図ること。
- (3) 実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

6 業務実績報告書の提出

委託業務が完了したときは、受託者は業務実績報告書（1 部）を提出すること。また、成果品及びデータを保存した U S B 等を添えて提出すること。

7 留意事項

- (1) 実施に当たっては、県と協議を重ねながら実施するものとし、採用決定後に内容が変更となる場合もある。
- (2) 本仕様書に記載されている内容について、より効果的な手法が存在する場合、協議の上、その一部を変更することができる。

- (3) 本業務より作成された成果品に係る著作権及び版権は、栃木県に帰属するものとする。
- (4) 本業務の中で使用するコンテンツ、受託者の創案した発想、アイデア又は作成した映像の中で、すでに他の者が所有権、著作権を持つ者がある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とする。
- (5) 業務遂行に当たっては、関係法令及び「サンシャインシティコンベンションセンター展示ホール利用規程」を順守し、甲と協議を重ねながら適正に履行すること。
- (6) 甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- (7) 事業の本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、契約内容を甲に明示すること。
- (8) 受託者が業務を行うに当たって取り扱う個人情報とは、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

参考 第74回関東東海花の展覧会の概要

- (1) 会 期：令和8年1月28日（水）～2月1日（日）の5日間
- (2) 場 所：サンシャインシティ文化会館2階展示ホールD（東京都豊島区東池袋3丁目1番）
- (3) 内 容：栃木県特別展示、品評会、花の販売及び即売会、フラワーデザインコンテスト、園芸教室、主催及び協賛団体による花の装飾展示、産地紹介
- (4) 日 程
 - 1月26日（月）～28日（水） 会場設営（特別展示施工、飾花等）
 - 1月28日（水） 品評会出品物搬入・受付
 - 1月29日（木） 品評会審査会、フラワーデザインコンテスト搬入・受付・審査、特別展示搬入設営
 - 1月30日（金） 開場式、一般公開
 - 1月31日（土） 一般公開
 - 2月1日（日） 一般公開、即売会

第 74 回関東東海花の展覧会実行委員会規約

(目 的)

第 1 条 第 74 回関東東海花の展覧会（以下「展覧会」という。）に係る関係者の機運を高め、開催に向けた円滑な準備及び運営を図ることを目的に、第 74 回関東東海花の展覧会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(事 業)

第 2 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 展覧会に係る計画及び運営に関すること
- (2) 栃木県特別展示に関すること
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第 3 条 実行委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、栃木県農政部生産振興課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 構成団体は、別表 1 に掲げる団体をもって充てる。

5 委員は、構成団体からの推薦者をもって充てることとする。また、委員がその任期中に構成団体の役職を離れた場合には、その職の後任者が残任期間を務めるものとする。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、これを代理する。

(プロジェクトチーム)

第 4 条 実行委員会には、展覧会の実務を執り行うプロジェクトチームを置き、次の班により組織する。

(1) 総務班

(2) 特別展示班

(3) 品評会・即売会班

(4) フラワーデザインコンテスト・園芸教室・花の装飾展示班

(5) 行幸啓・開場式班

2 各班の所管する業務は別表 2 のとおりとする。

3 プロジェクトチームにはチーム長を置き、栃木県農政部生産振興課課長補佐（総括）をもって充てる。

4 各班にはリーダーを置き、栃木県農政部生産振興課果樹花き担当職員が務める。

5 チーム員は、構成団体からの推薦者をもって充てることとする。

(会 議)

第 5 条 実行委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 プロジェクトチームのチーム長は、必要に応じて各班の会議を招集する。

3 委員長は、必要と認めるときは、実行委員会又はプロジェクトチームの構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を栃木県農政部生産振興課内に置く。

2 事務局は、事務局長及び事務局員により組織する。

3 事務局長は、生産振興課課長補佐（総括）をもって充てる。

4 事務局員は、生産振興課果樹花き担当職員で構成する。

(任 期)

第 7 条 実行委員会並びにプロジェクトチーム及び事務局を構成する者の任期は、令和 8（2026）年 3 月末日までとする。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 7（2025）年 6 月 13 日から施行する。

別表 1

団体名
全国農業協同組合連合会栃木県本部
栃木県卸売市場連絡協議会花き部
(一社) とちぎ農産物マーケティング協会
花咲くとちぎ推進協議会
栃木県花き振興協議会
(一社) とちぎ農産物マーケティング協会花き部会
(公財) 栃木県農業振興公社
(公社) 日本フラワーデザイナー協会栃木県支部
(一社) J F T D 栃木県支部
(一社) 日本ハンギングバスケット協会栃木支部
栃木県産業労働観光部観光交流課
栃木県農政部経営技術課
栃木県農政部生産振興課

別表 2

班名	担当業務
総務班	・ 会計 ・ 後援、協賛 ・ 広報 ・ 物品調達 ・ その他全体調整
特別展示班	・ 展示方法、レイアウト、ゾーニング、デザインの検討 ・ コンセプトの反映状況の確認 ・ 花材、資材の調整 ・ 特別展示中の運営
品評会・即売会班	・ 品評会出展依頼 ・ 審査、表彰に関する事務 ・ データ処理 ・ 即売会の企画運営
フラワーデザインコンテスト・ 園芸教室・花の装飾展示班	・ 各関係団体との連絡調整 ・ 会場に関する調整 ・ 審査、表彰に関する事務
行幸啓・開場式班	・ 宮内庁等関係機関との連絡調整 ・ 開場式の企画運営